



30受文科高第1858号

中央教育審議会

写

次の事項について、理由を添えて諮問します。

認証評価機関の認証について

平成31年3月27日

文部科学大臣

柴山昌彦



(理由)

公益財団法人大学基準協会より、別紙のとおり、学校教育法第110条第1項の規定に基づく認証評価機関の認証の申請があったので、同法第112条第1号の規定に基づき、標記の諮問を行うものである。

写



30 大基調第 323 号
平成 31 年 3 月 11 日

文 部 科 学 大 臣
柴 山 昌 彦 殿

公益財団法人 大学基準協会
会長 永 田 恭 介



認証評価機関申請書

学校教育法第 110 条の規定に基づき、認証の申請を行います。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

I 申請内容

- 1 名称及び事務所の所在地
- 2 役員氏名
- 3 認証評価の対象
- 4 大学評価基準及び評価方法
- 5 認証評価の実施体制
- 6 認証評価結果の公表の方法
- 7 認証評価の周期
- 8 認証評価に係る手数料の額
- 9 その他評価の実施に関し参考となる事項

II 添付書類

- 1 公益財団法人大学基準協会 定款
- 2 登記簿謄本
- 3-1 平成 29 年度収支決算書類、監査報告書
- 3-2 今後 5 年間の収支見込計画
- 4 認証評価実施実績校一覧
- 5 公益財団法人大学基準協会事務局組織規則
- 6-1 法科大学院認証評価及びグローバル法務系専門職大学院認証評価に関する規程
- 6-2 公益財団法人大学基準協会基準の設定及び改善に関する規程
- 6-3 公益財団法人大学基準協会異議申立審査に関する規程
- 7 グローバル法務系専門職大学院基準
- 8 グローバル法務系専門職大学院認証評価年間スケジュール
- 9 グローバル法務系専門職大学院認証評価組織体制図
- 10-1 グローバル法務系専門職大学院認証評価準備委員会名簿
- 10-2 基準委員会名簿
- 11 公益財団法人大学基準協会の「グローバル法務系専門職大学院認証評価」対象一覧
- 12-1 グローバル法務系専門職大学院基準（案）に対するパブリックコメント依頼文

書等

- 12-2 グローバル法務系専門職大学院基準（案）に対する意見募集の結果について
- 13-1 公益財団法人大学基準協会評価手数料に関する規程
- 13-2 情報公開に関する内規
- 13-3 公益財団法人大学基準協会経理規程
- 14 役員名簿

(公財) 大学基準協会の概要と今回の申請概要について

1. 法人の概要

- 設立目的
内外の大学に関する調査研究を行い、会員の自主的努力と相互的援助によって、わが国における大学の質的向上を図るとともに、大学の教育研究活動等の国際的協力に貢献することを目的とする。
- 設立年月日
昭和22年7月8日（文部大臣による設立許可）
- 所在地
東京都新宿区市谷砂土原町2-7-13
- 組織等
会長：永田 恭介（筑波大学 学長）
会員校：正会員339大学、正会員9短期大学、賛助会員133大学
（平成30年11月1日現在）
- 予算
平成30年度 448,575,000円
- 業務
 - ①大学の教育研究活動等に関する第三者評価
 - ②大学の質的向上のための大学基準等の設定及び改善並びに活用
 - ③内外の大学に関する資料の収集及び調査並びに研究
 - ④大学の教育研究活動等の改善のための助言及び援助並びに情報の提供
 - ⑤大学の質的向上に必要な研究会及び協議会等の開催
 - ⑥大学の教育研究活動等に関する国際間の情報の交換並びに協力
 - ⑦大学の教育研究活動等に関する資料の刊行
 - ⑧その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 認証評価の実施実績
 - ・ 機関別評価
 - 大 学：632大学（平成16年度～平成29年度）
 - 短期大学：37大学（平成19年度～平成29年度）
 - ・ 専門職大学院分野別評価
 - 法科大学院：36専攻（平成19年度～平成29年度）
 - 経 営 系：61専攻（平成20年度～平成29年度）
 - 公 共 政 策：10専攻（平成22年度～平成29年度）
 - 公 衆 衛 生：5専攻（平成23年度～平成29年度）
 - 知 的 財 産：3専攻（平成25年度～平成29年度）
 - グローバル・コミュニケーション：1専攻（平成29年度）
 - デジタルコンテンツ：1専攻（平成29年度）

2. 今回申請のあった評価事業の概要

- 認証評価の対象
専門職大学院（グローバル法務系分野）
（学位名称：グローバル法務修士（専門職）など）
- 大学評価基準（案）
大学評価基準（案）は、7の「大項目」を設けており、その下に「項目（20項目）」を設定する。
- 評価結果（案）及び判定方法（案）
適合、不適合
上記以外に、優れた点及び改善が必要とされる点を総合的かつ簡潔に「総評」として記載。指摘すべき事項が認められた場合は、「提言」（「長所」「特色」「是正勧告」又は「検討課題」）として別途記載する。
- 評価手数料の額（案）
1専攻 350万円（消費税別）
- 対象専門職大学院（平成31年3月現在）
 - ・平成29年度開設
慶應義塾大学法務研究科グローバル法務専攻

入学定員：30名